

【第 24 回 1 級（コンテンツ専門業務）学科試験】

（はじめに）

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2016年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エ又はア～ウの中から1つ選びなさい。

1 問1に答えなさい。

問1

コンテンツの出資の仕組みを検討する上で、パススルーと有限責任性は重要である。ア～エを比較して、これらに関する説明として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア コンテンツを製作する主体となる組織が納税主体とはならず、コンテンツから生じた損益がある一定の分配比率に応じて出資者に帰属させる仕組みをパススルーという。パススルーの場合、出資者は出資したコンテンツから生じた損益と自らの損益を合算することが可能となる。
- イ コンテンツへの出資者が、コンテンツの製作における法的リスクに対して無限責任を負う場合、訴えられて出資額以上の損失を被るリスクがある。出資者の負担するリスクを自らが出資した金額に限定するためには出資者を有限責任とする必要がある。比較的損害賠償責任を負うリスクが高い事業においては出資者に対してこの有限責任性を与えることが重要である。
- ウ コンテンツの製作主体の損益がパススルーされる場合には、損失の分配が出資者にも及ぶことになるから、出資者は有限責任とはならない。従って、パススルーと有限責任性を兼ね備える仕組みをつくることはできない。
- エ 民法上の任意組合として組成された製作委員会は映画を製作する際に一般的に利用されている仕組みであり、出資者に対する損益のパススルーは実現できているが、出資者の有限責任性は担保されていない。

【第24回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

- 2 X社は、長年百科事典や美術書などを中心とした出版事業を展開してきたが、ここ数年出版物の売上が思わしくないことから、新規事業に乗り出すことを決定した。まず1929年（昭和4年）1月17日から新聞に連載された1話完結形式の「Wの大冒険」と題する4コマ漫画に登場する「キャラクターWの絵及びその名称を示すWの文字」（以下「W標章」という）を利用してTシャツを製造及び販売する権利の許諾を受け、販売することを企画した。なお、「Wの大冒険」と題する4コマ漫画は当初、漫画家の甲が制作していたが、甲が1963年に死亡した後は、甲の相続人である漫画家の乙が現在まで制作を担当している。同時にX社は自社のキャラクターデザイナーが制作した「雷のキャラクターP」を使ったTシャツを製造し日本で販売することを企画している。問2～問3に答えなさい。

問2

X社が念のため、商標の先願調査を実施したところ、Tシャツを指定商品としてキャラクターWに酷似する図形とキャラクターWの名称と同一の文字とを結合した登録商標Qを丙が保有していることがわかった。ア～エを比較して、Tシャツの製造担当者から相談を受けたX社の法務部門の担当者の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「装飾的或いは意匠的效果を目的としてW標章を付したTシャツを業として製造販売する行為も商標法上『標章の使用』、『商標の使用』に当たることは明らかであり、また商標法第37条は第三者が登録商標の指定商品について登録商標に類似する商標を使用する行為を当該商標権を侵害するものとみなす旨規定しています。W標章が登録商標Qに類似している以上、わが社はW標章を使用するTシャツの製造販売はできません。」
- イ 「W標章をもっぱら装飾的或いは意匠的效果を目的としてTシャツの胸部中央のほとんど全面にわたり大きく、彩色のうえ表現して使用しても、商標的に使用しているとはいえ丙が保有する商標権の侵害にならない可能性もありますが、襟吊りネームや吊り札、包装袋等にW標章を使用する場合は商標権侵害となりますので、襟吊りネームや吊り札、包装袋等には一切W標章を使用しないでください。」
- ウ 「W標章をもっぱら装飾的或いは意匠的效果を目的としてTシャツの胸部中央のほとんど全面にわたり大きく、彩色のうえ表現したとしても、W標章にはキャラクターWの絵だけでなくキャラクターWの名称を示す文字も含まれています。従って、キャラクターWの名称を示す文字を使用する以上、丙が保有する商標権を侵害するものと言わざるを得ません。仮にW標章を襟吊りネームや吊り札、包装袋等には一切使用していないとしても、丙が保有する商標権を侵害するので、W標章を使用するTシャツの製造販売はできません。」
- エ 「W標章を構成するキャラクターWの絵は1929年1月17日から新聞に掲載された4コマ漫画に登場した絵ですが、1話完結形式の4コマ漫画の著作権は、4コマ漫画ごとに発生するとともに、甲の死亡後も乙がこれを引き継いで創作していることから、W標章を構成するキャラクターWの絵は現在でも著作権で保護されています。」

問 3

X社の営業部の部長が、Tシャツの販売に先立ち自社のキャラクターデザイナーに雷のキャラクターPの制作過程を確認した。すると、キャラクターデザイナーが雷のキャラクターPを制作する際、X社が以前出版した出版物に、江戸時代専門の美術研究家である丁が俵屋宗達の『風神雷神図』（以下「原画」という）を模写して描いた模写作品が掲載されているのを見つけて、丁の模写作品を参考にしてこれをアレンジして雷のキャラクターを制作したことがわかった。ア～エを比較して、部長から相談を受けた法務部門の担当者の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 「俵屋宗達が描いた原画は江戸時代の作品であるため著作権では保護されません。そのため丁が著作権で保護されない原画を忠実に模写しても新たな創作行為があるとは認められないため、丁の模写作品も著作権では保護されません。従って、丁の許諾を得ずに丁の模写作品に依拠してキャラクターを制作して利用しても道義的な問題はもとより、著作権法上は特に問題ありません。」
- イ 「人の手で模写する絵は、コピー機を使って複製するような場合とは異なり、模写に際し模写する人の個性や好み、洞察力、技量などが発揮されることから、紙・画布に再現される絵もおのずと各人各様のものになります。従って、丁が模写した模写作品も必ず創作性が認められることから、丁の許諾を得ずに丁の模写作品に依拠してキャラクターを制作して利用することは丁が保有する著作権を侵害することになります。よって、丁の模写作品を使用する場合は丁の許諾を得る必要があります。」
- ウ 「俵屋宗達の原画に描かれている風神雷神は恐ろしい異形の神というモチーフで描かれていますが、丁の模写作品では原画に新たな創作性が加えられて描かれています。丁の模写作品は原画とは異なるモチーフで描かれているので、丁の許諾を得ずに丁の模写作品に依拠してキャラクターを制作して利用することは丁が保有する著作権を侵害することになるため、これを利用するためには丁の許諾を得る必要があります。」
- エ 「丁の模写作品が、俵屋宗達の原画の創作的表現を再現したものにとどまらず、原画に見られない新たな創作的表現が付与されている場合は、原画の複製物にとどまらず、二次的著作物として認められます。丁の許諾を得ずに丁の模写作品に依拠してキャラクターを制作して利用することは丁が保有する著作権を侵害することになるため、これを利用するためには丁の許諾を得る必要があります。」

【第 24 回 1 級（コンテンツ専門業務）学科試験】

3 問 4 ～問 10 に答えなさい。

問 4

X社は、自社の宣伝広告用の原稿を作成する予定である。ア～エを比較して、X社の営業担当者甲と法務部部員乙の会話として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「写真を素材に自社の宣伝広告用の原稿を作成する予定なのですが、写真を素材として宣伝広告用の原稿を作成する際に気をつけるべきこととして、どのようなことがありますか。」
- 乙 「写真そのものの著作権の権利処理が必要かどうか検討する必要があります。また、写真に著作物が写っている場合は被写体についても著作権の権利処理が必要かどうか検討する必要があります。」
- イ 甲 「被写体の著作物が美術の著作物である場合は、その著作物の著作権者の許諾が必要でしょうか。」
- 乙 「美術の著作物は、その原作品又は複製物が一般公衆から見やすい屋外の場所に恒常的に設置されていれば、その美術の著作物の著作権者から許諾をとる必要はありません。」
- ウ 甲 「写真にスポーツ選手や芸能人などの有名な人が写っている場合は、その写真を自社の宣伝広告用の原稿の素材に使う場合に気をつけることはありますか。」
- 乙 「スポーツ選手や芸能人などの有名人が写っている写真を自社の宣伝広告用の原稿の素材として使用する場合は、有名人の顧客吸引力を利用していると考えられるため、パブリシティ権や場合によっては肖像権等の権利処理も必要になります。」
- エ 甲 「写真に著作物が写っている場合で、検討の結果、被写体の著作物の著作権者から利用の許諾をとらなくてもよいのはどのような場合でしょうか。」
- 乙 「被写体の著作物の著作権が消滅している場合や写真撮影をする際に写真撮影の対象となる被写体から社会通念上分離することが困難な著作物であって、写真の軽微な構成部分となる場合は、著作権法上のいわゆる写り込みとして著作権者の許諾が不要となる場合があります。」

問 5

ホームページ等の制作を手掛けている X 社は、自社のホームページをリニューアルする予定である。ア～エを比較して、X 社の広報担当者甲と法務部の部員乙の会話として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「著作権の権利処理が必要な画像があるのですが、©表記や著作者名の表記がないので、誰に許諾をとればよいかわかりません。」  
乙 「付随対象著作物の利用、引用など、いわゆる権利制限規定により著作権者の許諾なく利用する方法以外に、このような問題を解決する方法はありません。」
- イ 甲 「インターネットで画像検索を行って見つけた画像ですが、複数の会社のホームページ等で利用されており、また、©表記や著作者名の表記もないものなので、特に権利処理は必要なく、自社のホームページで利用してもよいでしょうか。」  
乙 「日本において、©表記や著作者名の表記があることが、著作権による保護の要件になっているわけではありません。また、ライセンスを受けて利用している場合に、必ず©表記や著作者名の表記をしなければならないわけでもありません。従って、自社のホームページで利用するのであれば、権利処理が必要か検討する必要があります。」
- ウ 甲 「ホームページを作成する際、インターネット上のフリーサイトにアップロードされている写真であれば、自由に利用しても問題はありませんか。」  
乙 「フリーサイトから入手したものだとしても、識別情報や権利関係の不明な著作物の利用は控えた方がよいでしょう。」
- エ 甲 「ホームページ作成の素材用に写真や動画を撮影しましたが、そこに偶然、被写体である著作物と分離困難な他人の著作物が付随して写り込んでしまいました。ホームページ作成の際には、当該他人の著作物が写り込んだ部分を容易に消去することも可能ですが、消去しなければなりませんか。」  
乙 「写真や動画をインターネットにアップロードする際、写り込んだ部分を編集ソフト等で容易に消去等することができる場合であっても、著作権者の権利は制限されますので、消去せずに利用できます。」

問6

ア～エを比較して、X社の法務部の部員甲と乙の会話として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「他者の著作権侵害が成立するためには、依拠が必要だといわれていますが、依拠について、詳しく説明してもらえますか。」
- 乙 「依拠とは、『他人の著作物に接し、それを自己の作品に用いること』や『既存の著作物の表現内容の認識とそれを自己の作品に利用する意思』と説明されることがあります。」
- イ 甲 「依拠がなければ、著作権侵害は成立しないのでしょうか。」
- 乙 「楽曲の著作権侵害が争われた事件の最高裁判決によれば、『既存の著作物に接する機会がなく、従って、その存在、内容を知らなかった者は、これを知らなかったことにつき過失があるか否かにかかわらず、既存の著作物に依拠した作品を再製するに由ないものであるから、既存の著作物と同一性のある作品を作成しても、これにより著作権侵害の責に任じなければならないものではない』として、依拠がない場合に著作権侵害の成立を否定しています。」
- ウ 甲 「依拠とは、侵害とされる作品が権利者の著作物に依拠して作成されたかどうかという行為者の主観的な事情を権利者が立証しなければならないのでしょうか。」
- 乙 「はい、権利者が立証しなければなりません。ただ、権利者がどこまで立証責任を負うかについては、権利者である原告は、被告が現実に依拠したことまで立証する責任を負うと考えるのか、それとも、被告が当該著作物に接する機会があったことを立証するにとどまると考えるのか、という問題があります。」
- エ 甲 「依拠があったことの立証は、どのようにしていくのでしょうか。」
- 乙 「依拠があることを推認させる証拠となり得るものとして、同じ誤りや電子透かしが複製されていることなどがありますが、アイデアの部類に属するとして著作権の保護対象とならない点の類似は、依拠を推認させる証拠とはなり得ません。」

【第24回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問7

机や椅子などの家具メーカーであるX社のデザイナー甲は、これまでにない斬新なデザインの椅子を創作するにあたって法務部の部員乙に相談を行った。ア～ウを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「椅子や机などの家具は、著作権法上保護の対象になるのでしょうか。」  
乙 「著作権法上、美術の著作物が保護対象として例示されており、美術の著作物には、応用美術を含む、と明記されているため、椅子や机などの家具が応用美術に当たれば、著作権法上の保護の対象になり得ます。」
- イ 甲 「応用美術とは、どのようなものをいうのでしょうか。」  
乙 「一般的に、応用美術とは、美術を実用品に応用したものとか、実用に供され或いは産業上利用される美的な創作物等といわれており、家具に施された彫刻等実用品と結合されたものは応用美術であるとされています。」
- ウ 甲 「椅子のデザインは、著作権法以外の法律で保護されることはないのでしょうか。」  
乙 「著作権法以外には、意匠法で保護される可能性があります、さらにその他の法律で椅子のデザインが保護されることはありません。」

問8

X社は、創業100周年を記念して社名ロゴとロゴマークを一新することにした。ア～エを比較して、X社のブランド担当者甲と法務部の部員乙の会話として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「社名ロゴとロゴマークは、商標権で保護されると考えて、商標調査のみ行えばよいでしょうか。」
- 乙 「社名ロゴがデザイン化されている場合には、そのデザイン性によっては、著作物として著作権で保護される可能性があり、また、ロゴマークもそのデザイン性によっては、著作物として保護される可能性があると考えられます。従って、著作権法上の問題がないかを検討した方がよいです。」
- イ 甲 「社名ロゴやロゴマークの著作権法上の問題は、具体的にどのように検討したらよいのでしょうか。」
- 乙 「著作権侵害が成立するためには、依拠と類似性の要件を満たす必要があります。依拠については、社名ロゴやロゴマークの創作過程を記録しておき、独自創作であることが証明できるようにする必要があります。また、類似性については、参考にしたものや影響を受けた可能性のあるものと類似しないように注意をする必要があります。」
- ウ 甲 「社名ロゴやロゴマークの創作後に、他に類似のデザインがないか調査をした方がよいでしょうか。」
- 乙 「商標調査をしても商標出願されていない同一又は類似のロゴやロゴマークを見つけることはできません。また、商標登録されていないロゴやロゴマークであっても、周知又は著名な場合は、それと同一又は類似のロゴやロゴマークを使用することで不正競争防止法違反の問題が生じる可能性もあります。実際に依拠はなくても、アクセス可能性のある同一又は類似のロゴやロゴマークがある場合には、実際に依拠していなくても使用することは避けるべきでしょう。このようなリスクを回避するという観点からは、できる限り商標以外についても調査をした方がよいです。」
- エ 甲 「複数の社名ロゴとロゴマークの中から経営会議において最終的に使用するものを決定することになりました。そのため社内のみで使用する資料として、使用例のイメージ画像を作成したいと思っています。具体的には、他者が撮影した本社ビルや球場、街中の写真に社名ロゴやロゴマークの画像を埋め込んだ比較画像を作成していきます。ただ、時間的な余裕がなく、写真の著作権者の許諾を得ることができません。」
- 乙 「このような社内における検討の過程において他者が著作権を有する著作物を利用する場合であれば、著作権者の許諾なく利用することができます。」

【第24回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問9

日本のアニメーション制作会社X社は、ドイツのテレビ局Y社に対して、X社制作のアニメーションのドイツ国内における放送を許諾することを検討している。ア～エを比較して、X社の海外事業部マネージャー甲と法務部の部長乙の会話として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「Y社に、わが社のアニメーション作品を500万円で利用許諾しようと思っています。」  
乙 「この500万円の支払は税務上使用料とされるので、日独租税条約によってドイツで10%の源泉税が課されますよ。」
- イ 甲 「源泉税のことは想定外でした。500万円を手取額とすると、源泉税控除前の額面金額はいくらになりますか。」  
乙 「500万円に50万円の源泉税を加えた550万円が額面金額です。」
- ウ 甲 「500万円が額面金額だとすると10%である50万円の源泉税は取り戻すことはできませんか。」  
乙 「日本には外国税額控除制度があるので、日本の法人税からドイツで支払った源泉税を控除することができますよ。」
- エ 甲 「外国税額控除制度があるのなら、結果的に源泉税の負担がないんですね。それなら、源泉税が控除されても特に追加的な負担はないですね。」  
乙 「ただ、今後赤字決算が続いて源泉税を控除すべき法人税が生じない場合には、やはり源泉税はうちの負担になりますね。」

問10

劇場を運営するX社は、自らの劇場で行われる舞台公演を収録して、放送、インターネット配信、DVD発売、上映の二次利用をすることを企画している。このための権利処理についての主催者との契約において、脚本、演出、俳優、オリジナル音楽、原盤、舞台美術については、主催者が処理すべきものとし、著作権等管理事業者が管理する既成の音楽著作物の著作権については、X社自ら又はX社から許諾を受けて収録物を利用するY社において処理すべきものと定めた。ア～エを比較して、二次利用のための権利処理に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社が当該収録物を第三者に対してテレビとインターネットでの商業的に利用することを許諾する場合、放送やインターネット配信の範囲の利用なので、主催者又はY社は改めて脚本家や俳優らの許諾を得る必要はない。
- イ 舞台公演がバレエである場合、振付師の許諾が必要となることがある。
- ウ 舞台美術に美術の著作物の原作品を使用している場合、主催者が、二次利用についても当該原作品の所有者に同意を得ていれば、当該原作品の著作権者の許諾を得る必要はない。
- エ 舞台公演が外国のミュージカルである場合、音楽著作物の権利処理は、必ずX社が日本の著作権等管理事業者を利用申請することにより行う。

【第24回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

- 4 甲は、ゲームソフトの販売及び配信を主たる事業とするX社の法務部の部員である。X社は、新作オンラインゲームAについて、制作会社Y社に制作を依頼することにした。また、AはテレビアニメーションBを原著作物とする二次的著作物である。問11～問12に答えなさい。

問11

X社は、完成したオンラインゲームAについて著作権法上の登録申請を行いたいと考えた。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア AがBを原著作物とする二次的著作物の場合、その創作年月日の登録の登録申請者はAの著作権者となるが、申請の際に原著作物であるBの著作権者の同意書の添付が必要である。
- イ 著作権法においては、著作権の発生について登録申請制度がないため、委託先のY社からAの著作権を譲り受けたことの登録申請を検討すべきである。
- ウ AはBを原著作物とする二次的著作物であるので、Aの登録はBの著作権者の名義で行わなければならない。
- エ Aの制作にあたっては、Bを制作したW製作委員会のゲーム商品化の窓口権を取得している会社と契約を締結して、ライセンスを受けている。従って、著作物の利用許諾の登録申請をすることが必要である。

問12

X社のゲームプロデューサー丙が、著作権の登録について、甲に質問をしている。ア～エを比較して、甲の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 丙 「著作権の登録申請は、どのくらい時間がかかるのでしょうか。」  
甲 「申請書とその添付資料等に基づき実体審査が行われるため、少なくとも6カ月はかかります。」
- イ 丙 「Aに©表記をしないと著作権法上、何か問題はありますか。」  
甲 「日本国著作権法は無方式主義を採用しているので、著作権の保護に©表記は必須ではありません。但し、©表記を付さないと、わが社がY社からAの著作権を譲り受けた場合にそのことを第三者に対抗することができません。」
- ウ 丙 「©表記の方法に決まりはありますか。」  
甲 「ベルヌ条約では、©表記、最初の発行年月日、著作者、著作権者の記載をしなければならないとされています。」
- エ 丙 「Aの著作権登録は、どこに申請することになりますか。」  
甲 「プログラムの著作物は一般財団法人ソフトウェア情報センターに対して、それ以外の著作物は文化庁に対して申請します。よって、Aのゲームソフトを映画の著作物として申請する場合は、文化庁に申請することになります。」

【第 24 回 1 級（コンテンツ専門業務）学科試験】

- 5 出資会社 X 社は、映像制作会社 Y 社との間で、映像制作に関する次の契約を締結することを検討している。問 13～問 15 に答えなさい。

映像コンテンツ出資契約書（案）

第 1 条（目的）

出資会社 X 社（以下「甲」という）は、映像制作会社 Y 社（以下「乙」という）が制作する映像コンテンツ（以下「本件映像作品」という）に対し出資し、乙は本件映像作品を公開し、その流通販売を行うことにより収益の配分を図ることを目的とする。

第 2 条（本件映像作品）

本契約に基づき甲から出資される別紙 5 に記載された金額（以下「出資金」という）に基づき制作される本件映像作品の概要は別紙 1 に記載の通りとする。

2. 本件映像作品の制作期間及び劇場公開の期日は別紙 2 に記載の通りとする。
3. 本件映像作品の制作予算は別紙 3 に記載の通りとする。
4. 本件映像作品の制作は乙が行い、配給、その他二次利用権（劇場公開を一次利用とした場合の本件映像作品をそれ以外に利用をする権利をいい、ビデオグラム化権、商品化権等を含むがこの限りではない）の権利行使を担当する当事者はそれぞれ別紙 4 に記載の通りとする。

第 3 条（出資）

甲は、前条で示された本件映像作品の制作に関する事業計画に基づき、出資金を乙に出資する。

第 4 条（乙の業務）

乙は、次の業務を行うものとする。

- （1）本件映像作品を制作し、別紙 2 に定める制作期間をもって完成させること。
- （2）本件映像作品の制作に関与したすべての者との間で権利処理を行い、本件映像作品の著作権を取得すること。
- （3）本件映像作品の上映権、ビデオグラム化権、放映権、P P V 権、商品化権その他の事業化権の行使を通じて本件映像作品を商業的に利用すること。

第 5 条（著作権）

本件映像作品の著作権は、乙に帰属することを確認する。

第 6 条（権利処理）

乙は、著作権法において定義される映画製作者として、本件映像作品に関する次の権利処理を行うものとする。

- （1）本件映像作品の監督、撮影監督、カメラマン、美術監督その他本件映像作品の全体的形成に創作的に寄与した者全員との間で、これらの者が当該映画の著作物の制作に参加することを約束し、かつ、これらの者との間で、本件映像作品の同一性保持権、氏名表示権、公表権を行使しない旨を約束させること。
- （2）本件映像作品に出演する又は出演したすべての出演者との間で、本件映像作品に出演し、かつ本件映像作品に関して乙が（5）に記載の行為をすることを許諾する旨を約束させること。

（次ページに続く）

## 【第 24 回 1 級（コンテンツ専門業務）学科試験】

(3) 本件映像作品に使用される原著作物（原作，脚本，台本等を含むがこの限りではない），美術の著作物，その他すべての著作物（音楽の著作物を除く。以下これらを総称して「本件原著作物」という）について，乙は，これらすべての著作権者（以下「原著作権者」という）から，これを本件映像作品に利用する許諾を得ること。本件原著作物の著作権者が乙に対し本件原著作物に関する同一性保持権，氏名表示権，公表権の行使をしない旨を約束させること。

(4) 本件映像作品に使用される音楽の著作物について，当該楽曲を管理する一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）又はその他の著作権管理事業者（著作権者がわが国の著作権管理事業者に信託譲渡等していない楽曲については，それぞれの著作権者）及び海外の著作権料徴収組織との間で，かかる音楽の著作物及び実演を本件映像作品に使用することの許諾を得ること。

(5) 本件映像作品を配給し，テレビ放送（BS，CS，衛星放送を含む）し，ビデオグラムに複製・利用・頒布し，インターネットで配信し，VOD（ビデオオンデマンド）での閲覧・視聴に供し，その他海外に販売する権利並びにそれらの利用に伴い必要なトリミングその他の改変を本件映像作品に対して行うことを本件映像作品の著作権者，原著作権者，当該楽曲を管理する一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）又はその他の著作権管理事業者（著作権者がわが国の著作権管理事業者に信託譲渡等していない楽曲については，それぞれの著作権者）及び本件映像作品に関与した出演者その他すべての著作隣接権者から許諾を得ること。

2. 前項に基づく権利処理の範囲は，本件映像作品の一次利用である劇場用公開に限らず，二次利用までも含めるものとする。

### 第 7 条（二次利用）

乙は，本件映像作品の二次利用に関して独占的な窓口として第三者と交渉する権利（以下「窓口交渉権」という）を有するものとし，自らこれを行行使し又は第三者にこれを委託して窓口交渉権を行行使させるものとする。

### 第 8 条（完成責任等）（略）

### 第 9 条（報告書の交付等）（略）

### 第 10 条（収益の配分）（略）

### 第 11 条（本契約の有効期間）

本契約は，本契約締結日から起算して，本件映像作品の権利がすべてパブリックドメインとなるまで有効に存続する。

### 第 12 条（譲渡禁止）（略）

### 第 13 条（秘密保持）（略）

### 第 14 条（著作権等の侵害に対する対応）

第三者により本件映像作品の著作権が侵害された場合，又は，本契約に基づく甲の権利が侵害された場合には，乙は適切な方法により速やかにこれに対処する。

### 第 15 条（準拠法及び紛争解決）（略）

問13

X社の法務担当者丙と丁が会話をしている。ア～ウを比較して、丁の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 丙 「本件映像作品が人気を得た場合、改めてY社に出資し、日本国外でストーリーは同じで、出演者を現地の俳優に替えたリメイク作品を作りたいです。本契約書案にリメイク作品に対する出資の条項を追加したいのですが、本契約書案に定めるY社が行った権利処理により、Y社が本件映像作品のリメイク作品を制作できるものと考えてよいですか。」
- 丁 「本件原著作物を本件映像作品に利用する許諾を得ていれば、本件映像作品の著作権者には、本件映像作品を元にしたリメイクする権利が生じます。従って、本契約書案に定めるY社が行う権利処理により、Y社が本件映像作品のリメイク作品を確実に制作することができます。」
- イ 丙 「X社が自ら本件映像作品の映像の一部を使用した商品を販売したいです。また、X社の広報宣伝として、本件映像作品の一部を使用した無償の商品を配布したいのですが、自由に本件映像作品の一部を利用することができますか。」
- 丁 「本契約書案第7条一行目の『第三者』にX社が含まれない場合でも、X社が企画する商品化企画及び無償の商品の配布は、Y社の許諾を得る必要があります。」
- ウ 丙 「本件映像作品が、万が一、第三者の著作権を侵害した場合、本件映像作品に出資しているX社は著作権侵害行為を行ったことになるのでしょうか。」
- 丁 「本件映像作品の制作はY社が行いますので、映像作品に出資するだけのX社が、直ちに侵害行為の主体とされる可能性は低いものと考えます。一方で、侵害行為の主体の判断にあたっては、侵害の対象や方法、関与の内容、程度等の諸要素を考慮して判断するのが相当であるとする判例もあり、本契約書案に、Y社がX社に対し、第三者の権利を侵害しないことを保証する条項を追加すべきです。」

【第 24 回 1 級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問 1 4

ア～エを比較して、Y社の法務担当者の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 本件映像作品に出演する出演者は、実演家団体に加盟している。このような団体に所属している実演家については、著作権法の定めにより、当該団体の規定に従った出演料、ビデオグラム化使用料の配分を取り決めなければ、著作隣接権の許諾を得たことにはならない。
- イ 本件映像作品のために、オリジナルの映画音楽を作曲家に作曲してもらった。当該作曲家は J A S R A C と信託契約を締結しているが、当該映画音楽は委嘱曲となるため、本件映像作品に当該曲を録音する場合、本契約書案に定める J A S R A C 等に対する手続は不要となる。
- ウ 本件映像作品の脚本は、Y社の企画部に所属する脚本家戊が執筆したものである。従前、戊の執筆した脚本による映像作品がビデオグラム化された際にはY社から戊に対する利益配分を実施している。このような利益配分がある場合においても、本件映像作品の脚本が、戊が職務上作成する著作物となる場合もあり得る。
- エ 本件映像作品の著作権者及び著作者はY社となるため、本件映像作品の制作にあたり、著作者人格権の処理は特段の必要がない。

問 1 5

ア～ウを比較して、本契約書案に関する記述として、最も適切と考えられるものはどれか。

(この問題には選択枝エはない)

- ア 本契約書案第 5 条は、これを削除すると、著作権法の規定により本件映像作品の著作権は制作の資金を出資した X 社に帰属することとなる。
- イ 本契約書案第 1 1 条により、Y社が、相手を定めずに、本件映像作品についてのすべての権利を無償で使用又は利用することを許諾した場合、本契約の有効期間が終了する。
- ウ 本契約書案第 1 4 条は、X社の権利を侵害する第三者に対し、必ずしも訴訟提起による対処を義務づけるものではない。

【第24回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

- 6 株式会社X社は、株式会社Y社との間で、映画制作に関する次の契約を締結することを検討している。以下の文書は、当該契約に関する契約書案の一部である。問16～問17に答えなさい。

制作請負契約書案

株式会社X社（以下「甲」という）と株式会社Y社（以下「乙」という）とは、下記目録の映画（以下「本映画」という）の制作について、以下の通り契約を締結する。

目録

1. 制作品名 映画「●●●●●」
2. 監督 △△ △△
3. 脚本 ○○ ○○
4. 主演 ▲▲ ▲▲
5. 納品素材 16ミリフィルム及びD-2マスター
6. 撮影使用素材 16ミリフィルム
7. スケジュール ×年 ×月 撮影開始  
×年 ×月 撮影終了  
×年 ×月 ×日迄に素材納品
8. 請負金額 金◆◆◆◆円（消費税別）

第1条（目的）

乙は、本契約に基づき本映画を完成させて甲に納品（以下「請負業務」という）し、甲は完成した目録5. 記載の納品素材を受領し、乙は請負業務の対価として目録8. 記載の請負金額の支払を受ける。

第2条（請負業務の内容）

請負業務とは、甲の指示に従い、本契約に定める条件に従って本映画を完成させ、上記5. 記載の本映画の納品素材を別途甲の指定する場所で納品するまでの一切の業務を指す。

第3条（制作保証）

乙は本映画の制作にあたり、以下の保証をする。

- (1) 請負業務の対価が金◆◆◆◆円（消費税別）を超えないこと。万一、請負業務の遂行に要した費用が金◆◆◆◆円（消費税別）を超えた場合は、その超過費用のすべてを乙が負担し、甲にはいかなる名目においてもその超過費用を追加して請求しないものとする。第8条に示された通りに本映画の完成品を甲に納入すること。
- (2) 本契約に添付する企画書及び目録記載のスタッフ、キャスト及び内容により本映画を制作すること。
- (3) 本映画の制作台本を予め甲に提示して、その同意を求め、甲が変更又は削除を要求したときは、誠意をもってこれを実施すること。

（次ページに続く）

## 【第24回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

(4) 乙は、制作業務及び制作に従事する関係者全員を対象に保険に加入し、万一、事故その他の不測の事態が発生した場合においても、自らの責任と負担においてこれを解決し甲に一切迷惑をかけること。但し、天災（雨天、地震、政変、軍事クーデター及び戦争等を含む）等の事態が生じた場合は、この限りでない。

(5) 乙は、本契約により定められた乙の業務及び本映画の制作に関連して与えられる甲よりの指示を忠実に履行すること。

(6) 乙は、本契約上定められた乙の義務に違反した場合、すべての責任を負い甲に何ら迷惑をかけること。また、乙の契約上の義務の不履行により甲の被るすべての損害を賠償すること。

### 第4条（所有権・著作権）

本映画の原版及び撮影済みのネガフィルム、ラッシュフィルム、ビデオマスター等本映画の制作過程で製造された物の所有権及び著作物の著作権はすべて甲に帰属する。

### 第5条（権利処理）

1. 本映画に使用される文芸、音楽、美術等一切の著作権及び制作者、監督、脚本家、出演者、カメラマン、美術監督、技術監督、実演家、レコード制作者、映倫、その他本映画の制作に関与するすべての者の権利及び第三者の意匠権、商標権、又は所有権等本映画の制作及び上映・放送・ビデオ化等のその他の利用に関連する一切の権利の処理はすべて乙の責任と負担で行い、本映画の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で甲のみに帰属するよう措置し、甲に何ら迷惑を及ぼさないものとする。万一、本文記載の関係者その他の第三者から異議又は紛争が生じた場合には、乙の責任と負担においてこれを解決する。

2. 甲は本映画（未編集フィルムを含む）の全部又は一部を、日本を含む全世界において、現存し、又は将来開発され得るあらゆるメディアにおいて、永久的、独占的かつ無制限に利用する権限（以下「本映画権」という）を有するものとする。

3. 本映画権の行使に関するあらゆる二次使用料（以下「二次使用料」という）は、一切発生しないものとする。万一、第1項記載の者その他の第三者から異議又は紛争が生じた場合には、乙の責任と負担においてこれを解決し、甲に一切迷惑をかけるものとする。

### 第6条（制作場所）

1. 乙は本映画の制作を予め甲に通知した場所において行う。乙はシナリオ、配役、人材の確保等の各個別業務の内容につき事前に甲の書面による承認を得るものとする。

2. 乙が前記所定の制作場所、シナリオ、配役、人材の変更、修正又は削除を要望するとき、又は本映画の全部若しくは一部の制作を他のものに請け負わせ委任する場合には、事前に甲の書面による承諾を得るものとする。

### 第7条（甲への調査報告）

(略)

### 第8条（納入）

(略)

### 第9条（検収）

(略)

(次ページに続く)

【第 24 回 1 級（コンテンツ専門業務）学科試験】

**第 10 条（本映画の宣伝）**

1. 乙は、甲又は甲の指定する者が本映画の宣伝のために必要とする資料（写真、イラストレーション、出演者の氏名・芸名・写真・肖像・経歴・解説記事、ミュージック・キューシート等）を無償で提供する。

2. 乙は、甲又は甲の指定する者が本映画の宣伝のために制作するスチール写真若しくはフィルムの撮影又はインタビュー等の取材に無償で協力するものとする。

**第 11 条（素材の帰属）**

（略）

**第 12 条（請負代金と支払方法）**

（略）

**第 13 条（本映画が完成されない場合の清算）**

1. 本映画の撮影開始後、甲の責に帰すべき事由により、本映画の完成が不可能となった場合には、甲はそれまでに乙が負担した制作費立替費用並びに本映画制作の中止によって乙の被る損害を補填する。

2. 本映画の撮影開始後、乙の責に帰すべき事由により本映画の完成が不可能となった場合には、乙はそれまでに甲より受領した請負代金すべてを速やかに甲に返還し、本映画制作の中止によって甲の被る損害を補填する。

3. 本映画の撮影開始後、天災（雨天、地震、政変、軍事クーデター及び戦争等を含む）等甲乙いずれの責にも帰すべからざる事由により本映画の完成が不可能となった場合は、その都度甲乙両者誠意をもって協議の上、決定するものとする。

**第 14 条（解約）**

（略）

**第 15 条（権利義務の譲渡等）**

乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡、又は、継承させてはならない。

**第 16 条（紛争の解決）**

（略）

**第 17 条（成功報酬）**

（略）

**第 18 条（契約期間）**

（略）

**第 19 条（契約の変更等）**

（略）

以上の契約を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

【第 24 回 1 級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問 1 6

X社のプロモーション担当者丙と法務担当者丁は、Y社との契約上の注意点について会話している。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 丙 「本契約書案第 10 条に基づき Y 社から提供される出演者の写真については、本映画の宣伝に使えるのですね。」
- 丁 「出演者からは実演を録画する権利の許諾を得ていますので、本映画の録画物の 1 コマを抜き出して複製したものであれば、X 社に著作権があるので、本映画の宣伝に使うことができます。但し、映画と同じ衣装を着て改めてファッション誌に掲載するために撮影した写真の使用については、出演者の許諾が必要な場合があります。」
- イ 丙 「映画の宣伝のため、出演者が劇中で歌っている歌唱を CD に録音して無償で配布したいですね。」
- 丁 「Y 社が実演家から、その実演を映画の著作物のなかで録音又は録画することについて許諾を得ていれば、実演家の著作隣接権は働きません。従って CD に録音して無償配布することができます。」
- ウ 丙 「X 社は、本映画の原作となった小説について、他社も含め最初で最後の映画化としたいのです。Y 社が原作者から映画化についての許諾を得られたら、そのように宣伝してもよいでしょうか。」
- 丁 「当該小説の映画化を制限したい場合は、本契約書案において、Y 社が、原作者から映画化権の譲渡を受けた上、当該映画化権を X 社にさらに譲渡するか、又は永久的、独占的に映画化することの許諾を得る方法もあります。」
- エ 丙 「本映画のプロモーションとして予告編を作ることとなりました。観客に、より興味をもってもらうために、大幅に映像の順番を入れ替え、迫力のある映像にしたいですね。」
- 丁 「そのような予告編は映画の著作物を大幅に編集するものであるため、同一性保持権に触れる可能性があります。従って、予告編の作成やビデオグラム化や放送の際の編集などについて、著作者人格権の権利行使の範囲や方法を特定するように、本契約書案において、Y 社に著作者人格権の不行使特約を約束させる条項を入れておくべきです。」

【第24回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問17

ア～エを比較して、X社の法務担当者戊とY社の法務担当者己の会話として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 戊 「本映画で使用する予定の楽曲Mは、音楽出版社W社が管理をしています。W社に対してどのような許諾を求めますか。」
- 己 「音楽出版社W社の権利は、著作権法に『出版権』として定められていますので、その規定に従った使用許諾を求めます。」
- イ 戊 「楽曲Mは、作家庚の作品でJASRACが内国作品として管理しています。」
- 己 「楽曲Mは、躍動感ある編曲を加えた上で本映画に使用したいため、JASRACに対して編曲の許諾を求めることにします。」
- ウ 戊 「本映画の制作が中止になった場合、それまでにできていた録画された映像についての著作権の帰属はどうなりますか。」
- 己 「本契約書案第4条で定める著作権の帰属では中止になった場合の扱いが必ずしも明らかではありませんので、本契約書案第13条で定める費用の清算とともに、著作物の権利の帰属を定めたほうがよいと思います。」
- エ 戊 「本契約書案第4条で、著作権法第27条及び第28条の各権利が特掲されていませんが、このままでよいでしょうか。」
- 己 「著作権法第27条及び第28条の各権利が譲渡される旨を特掲しないと、いくら証拠があったとしても、譲渡されていないものとみなされてしまうため、特掲すべきでしょう。」

【第24回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

- 7 X社は、音楽CDを制作販売する会社である。甲はX社の従業員で、音楽制作のプロデューサーである。X社は、全国ネットでテレビ放送されている子供向けアニメーション映画「A」のオープニングテーマ曲「B」に係る音楽CD「C」のレコード原盤を、アニメーション映画「A」製作委員会の主幹事会社であるY社と広告代理店であるW社との三者により共同制作することとなった。問18～問19に答えなさい。なお、本問においては、当該原盤に係るレコード製作者の権利及び実演家の著作隣接権を「原盤権」という。

問18

プロデューサー甲がX社の法務担当者乙と、音楽CD「C」のレコード原盤に関する権利処理について会話をしている。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「音楽CD『C』のレコード原盤制作は、Y社とW社との三者で原盤権を共有するところ、音楽CD『C』の発売はわが社のみが行いたいのですが、どのように権利処理をしたらよいですか。」
- 乙 「共同原盤は、共同原盤契約を締結して、わが社の発売権の役割を明記しないと、法的には他の2社も各々個別に音楽CD『C』を発売する権利を有することとなるので、まずは、2社と契約交渉をしてください。」
- イ 甲 「共同原盤契約を締結する場合に、原盤の持分割合を決定する必要があるのでしょうか。また、どのように決定すればよいのでしょうか。」
- 乙 「持分割合を決定しない場合は、持分割合は法律により相均しいものと推定されてしまうので、共同原盤契約において、負担した制作費用の分担額に応じて、持分割合を決定しましょう。」
- ウ 甲 「オープニングテーマ曲『B』は、シンガーソングライターの丙が、作詞、作曲及び実演のすべてを行っています。丙に関して、音楽CD『C』の発売に必要な権利処理を教えてください。」
- 乙 「JASRACのデータベースを確認しましたところ、丙はJASRACの会員であり、『B』はすべての支分権が信託されていました。従って、丙の作詞、作曲及び実演に関しては、JASRACに使用を申請すれば、音楽CD『C』の発売が可能です。」
- エ 甲 「音楽CD『C』のカップリング曲は、アニメーション映画『A』の本編において、キャラクター『D』を担当する声優丁が歌唱するキャラクターソングとしたいのですが、権利処理において特に気をつける点はないですか。」
- 乙 「声優丁の実演権処理を担当するY社から、アニメーション映画『A』本編におけるキャラクター『D』の歌唱吹込に関して、丁から実演の録音の許諾を得ていることを、共同原盤契約において保証してもらえば、権利処理として問題ありません。」

【第 24 回 1 級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問 19

ア～エを比較して、音楽CD『C』の制作販売に関してのプロデューサー甲に対するX社の法務担当者乙のアドバイスとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 「音楽CD『C』のジャケットに、アニメーション映画『A』のキャラクターを使用した描き下ろしイラストを使用するということですが、原盤の権利処理とは別にアニメーション映画『A』の製作委員会を組成する国内商品化の窓口会社とイラスト使用の権利処理をする必要があります。」
- イ 「音楽CD『C』のジャケットには、レコード製作者の著作隣接権を表示するために©表示、レコードを最初に発行した年及びレコード製作者の氏名又は名称を並べて記載しておくことがよいでしょう。」
- ウ 「JASRACへの申請について、歌詞カードをCDにつける場合は、CDの録音権の処理と別に歌詞カードに係る権利の処理が発生する点に注意をしてください。」
- エ 「音楽CD『C』のレコード原盤に係る共同原盤契約書式は、わが社の書式を使用してください。原盤印税の計算式においては、音楽CDの出荷数量が使用されることが多いですが、製造数量、出荷数量及び販売数量の中では、わが社が他の共同原盤権利者に対して原盤印税を支払う場合は、販売数量を根拠とする支払がわが社にとって有利となります。」

8 問20～問42に答えなさい。

問20

ア～エを比較して、米国における実用品の保護に関する次の文章の空欄〔1〕～〔4〕に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

VARSLITY BRANDS, INC., et al. v. STAR ATHLETICA, LLC, (6th Cir. Aug. 19, 2015)では、原告が著作権登録を有するチアリーディングユニフォームにプリントされたストライプなどのデザインが模倣されたとして著作権侵害等で訴訟が提起された。実用品 (useful article) が、著作権法により保護されるかは、絵画、図形、彫刻の著作物 (pictorial, graphic, or sculptural work) としての特徴を、実用品の実用的な部分から〔1〕又は〔2〕に分離できるか (separable) により判断されるとした。

〔1〕とは、実用的な機能を何ら害することなく、通常の方法で、絵画、図形、彫刻としての特徴を分離できるかということであるが、〔1〕に分離できるかは、立体的なものには適した基準だが、平面のものを判断するには不向きな理論であると述べられた。

ユニフォームにプリントされたストライプなどのデザインは平面であり、〔2〕分離テストにより判断すべきとされた。〔2〕分離テストにも、判例や学説から様々なアプローチがあるところ、本裁判ではいくつかのアプローチを組み合わせ (hybrid)、分離することができるか検討された。過去の裁判例から、著作権法は〔3〕は保護するが、〔4〕は保護しないことなども言及されており、結果として、チアリーディングユニフォームにプリントされたストライプなどのデザインについては著作権法上の保護対象となり得ると判断された。

- |   |                          |                          |
|---|--------------------------|--------------------------|
| ア | 〔1〕 = 物理的 (Physically)   | 〔2〕 = 概念的 (Conceptually) |
|   | 〔3〕 = Dress Design       | 〔4〕 = Fabric Design      |
| イ | 〔1〕 = 概念的 (Conceptually) | 〔2〕 = 物理的 (Physically)   |
|   | 〔3〕 = Fabric Design      | 〔4〕 = Dress Design       |
| ウ | 〔1〕 = 物理的 (Physically)   | 〔2〕 = 概念的 (Conceptually) |
|   | 〔3〕 = Fabric Design      | 〔4〕 = Dress Design       |
| エ | 〔1〕 = 概念的 (Conceptually) | 〔2〕 = 物理的 (Physically)   |
|   | 〔3〕 = Dress Design       | 〔4〕 = Fabric Design      |

問21

いわゆる「TRIPP TRAPP事件」（知財高判平成27年4月14日（H26（ネ）第10063号））では、幼児用の椅子という実用品の著作物性（応用美術の著作権法による保護）が争点の1つとなった。ア～エを比較して、本判決において述べられたものとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 応用美術は、装身具等実用品自体であるもの、家具に施された彫刻等実用品と結合されたもの、染色図案等実用品の模様として利用されることを目的とするものなど様々であり、表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。
- イ 著作権法第2条第1項第1号の定義規定からすれば、実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるものについては、著作権法第2条第1項第1号に含まれることが明らかな「思想又は感情を創作的に表現した（純粹）美術の著作物」と客観的に同一なものとみることができるのであるから、当該部分を著作権法第2条第1項第1号の美術の著作物として保護すべきであると解すべきである。他方、実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握することができないものについては、著作権法第2条第1項第1号に含まれる「思想又は感情を創作的に表現した（純粹）美術の著作物」と客観的に同一なものとみることができないのであるから、これは同号における著作物として保護されないと解すべきである。
- ウ 著作権が、その創作時に発生して、何らの手続等を要しないのに対し（著作権法第51条第1項）、意匠権は、設定の登録により発生し（意匠法第20条第1項）、権利の取得にはより困難を伴うものではあるが、反面、意匠権は、他人が当該意匠に依拠することなく独自に同一又は類似の意匠を実施した場合であっても、その権利侵害を追及し得るという点において、著作権よりも強い保護を与えられているとみることができる。これらの点に鑑みると、一定範囲の物品に限定して両法の重複適用を認めることによって、意匠法の存在意義や意匠登録のインセンティブが一律に失われるといった弊害が生じることも、考え難い。
- エ 応用美術は、実用に供され、或いは産業上の利用を目的とするものであるから、当該実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能を実現する必要があるため、その表現については、同機能を発揮し得る範囲内のものでなければならない。応用美術の表現については、このような制約が課されることから、作成者の個性が発揮される選択の幅が限定され、従って、応用美術は、通常、創作性を備えているものとして著作物性を認められる余地が、上記制約を課されない他の表現物に比して狭く、また、著作物性を認められても、その著作権保護の範囲は、比較的狭いものととどまることが想定される。

【第24回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問22

共同著作物や著作物の共有に関してX社の法務部の部員甲と乙が会話をしている。ア～エを比較して、乙の回答として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「共同著作物の一部を改変して利用する場合、著作者の1人から改変することについて断られてしまいました。」  
乙 「それは困りましたね。共同著作物について著作者人格権を行使する場合は、原則として共同著作者全員の合意が必要ですからね。」
- イ 甲 「共同著作物を改変せずにそのまま利用する場合、常に著作権者全員の承諾を得る必要はあるのでしょうか。」  
乙 「事前に、著作権を代表して行使する者を著作権者間で定めていれば、その者が単独で行使することができます。」
- ウ 甲 「著作権の共有は面倒ですね。」  
乙 「そうですね。例えば、映画は製作委員会で製作することが多いのですが、複数の会社で構成される製作委員会が権利を有する映画の著作権が侵害された場合、差止請求は製作委員会全員の合意が必要ですしね。」
- エ 甲 「なるべく著作権は共有しないほうがよいですね。」  
乙 「意図せず共有になることもあります。例えば、小説家丙が死亡し、その著作権を配偶者丁、子戊、子己が相続した場合も共有になるので、戊がその持分を譲渡する場合は、丁と己の同意が必要になります。」

問 2 3

ア～エを比較して、次の文章の空欄 1 ～ 3 に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。（出典：税関ウェブサイト『日本国税関による知的財産侵害物品の水際取締り』<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/borderenforcement-jpinjp.pdf> なお、出題のため一部変更している。）

日本の関税法において、知的財産侵害物品は麻薬・けん銃などと並んで「輸出及び輸入してはならない貨物」と規定されています。この規定に基づき、税関は日本から輸出されようとする貨物又は日本に輸入されようとする貨物中の知的財産侵害物品を取り締まっています。また、日本を通過する貨物中の知的財産侵害物品について 1。

取締りの対象となる権利は商標権、 2 のみならず、特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権と幅広く、さらに、需要者の間に広く認識されている商品等表示を使用し、他人の商品等と混同を生じるような商品、著名な商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用した商品、他人の商品の形態を模倣した商品等についても、営業上の利益を侵害する不正競争行為を組成する物品として取締りの対象としています。

税関における知的財産侵害物品取締りのおおまかな流れは、輸入を例にとると下図の通りです。（図は省略） まず、輸入者から輸入申告がなされた貨物について、税関は書類の審査及び必要な検査を行います。この際に知的財産を侵害する疑義のある貨物を発見すると、税関はその貨物が知的財産を侵害するか否かを判断するための「認定手続」をとり、この手続において権利者や輸入者から提出される意見・証拠を基に認定を行います。認定手続の結果、知的財産を侵害すると税関が認定した貨物は、 3 による廃棄や税関による没収などにより、流通が差し止められます。

- ア 1 = も取締りの対象となります 2 = 著作権  
3 = 権利者
- イ 1 = は取締りの対象となりません 2 = 著作権  
3 = 輸入者自ら
- ウ 1 = は取締りの対象となりません 2 = 著作権及び著作隣接権  
3 = 権利者
- エ 1 = も取締りの対象となります 2 = 著作権及び著作隣接権  
3 = 輸入者自ら

問24

図1は政府模倣品・海賊版対策総合窓口が2004年～2014年の間に受けた相談案件1215件のうち、模倣品の製造国が判明しているもの516件につき国別の割合を示したもので、図2は当該期間に受け付けた相談案件1215件のうち、対象となる知的財産権の内容が明らかなもの1070件の権利別の内訳を示したものである。これらの図を見ながら、X社の法務部の甲と乙が会話をしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。（出典：「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」2015年6月 政府模倣品・海賊版対策総合窓口 なお、出題のため一部変更している。）

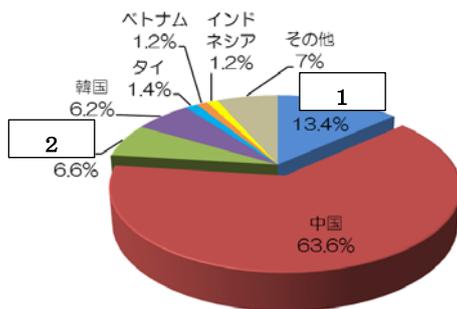


図1 模倣品の製造国が判明している相談案件の割合  
(2004年～2014年 累計516件)

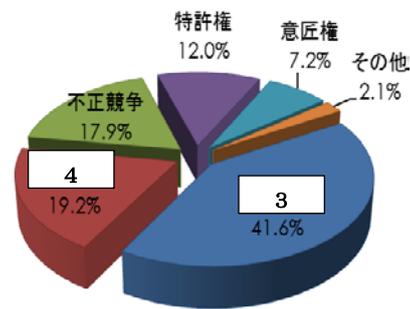


図2 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合  
(2004年～2014年 累計1070件)

- ア 甲 「図1の [1] と [2] に入る国はどこですか。」  
 乙 「 [1] は日本で、 [2] は台湾です。」
- イ 甲 「図1を見ると、模倣品の製造国としては、やはり中国が多いようですね。中国では、一度処罰されても再び模倣品を生産する再犯行為が後を絶たず、大きな問題になっていると聞きます。」  
 乙 「はい。刑事訴追基準の運用が地方によって不統一で、刑事移送される案件が少ないことや、模倣行為で得た利益に比べて過料が低いことから、抑止効果が働いていないことなどが要因と考えられます。」
- ウ 甲 「図2の [3] と [4] に入る権利は何でしょうか。」  
 乙 「 [3] は著作権で、 [4] は商標権です。」
- エ 甲 「中国での侵害手口としては、どのようなものがあるのでしょうか。」  
 乙 「例えば、中身と包装やロゴシールを別々の場所で製造して販売時に合わせるといった手口があるようです。これにより、販売直前まで商標権侵害を構成しないようにすることができ、摘発されると最もダメージの大きい中身である商品本体の摘発を免れるようにしているようです。」

問25

X社では、若手社員が定期的集まって、著作権に関する勉強会を催している。この勉強会に初めて参加した新入社員の甲と入社3年目の乙が、勉強会の後で意見交換をしている。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「何らかの形で創作者の個性が表れているか否かが著作物性の有無を判断する際のメルクマールになるのですね。」  
乙 「その通りだよ。だから、就活生が駅前のスピード写真機で撮った証明写真であっても、不敵な笑みを浮かべたり、奇抜な色のネクタイを着けたりして、彼自身の個性がその証明写真に表れていれば、著作物として認められるだろうね。」
- イ 甲 「決まり文句で書かれた時候の挨拶文などは、筆者の個性が表れているとはいえないので、著作物性は否定されそうですね。」  
乙 「その通りだね。だから、その著作物性のない挨拶文を、書道家が独特の筆致で観賞用の書にしたためたとしても、この書は著作物として認められることはないだろうね。」
- ウ 甲 「キャッチフレーズとか標語とかスローガンといった短い言語表現については、その著作物性が認められるのはなかなか難しいようですね。」  
乙 「そうだね。書籍の題号については、著作物として認められることは少ないね。」
- エ 甲 「わずか17字の言語表現である俳句については、凡庸なものであっても著作物性が認められることが多いようですね。」  
乙 「そのようだね。但し、仮に俳句を題号にした書籍があったとしたら、その題号の著作物性は否定されるよ。」

【第 24 回 1 級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問 2 6

X社の法務部の部員が著作物について発言をしている。ア～ウを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 「点字は言語体系の中の 1 つの表現手段にすぎないことから、点字によって表現された著作物も言語の著作物に該当します。」
- イ 「舞踊やパントマイムの演技の型も舞踏の著作物として保護されるので、例えば、単なる既存の社交ダンスのステップの組合せであっても、広く著作物として保護されます。」
- ウ 「原作者の了解なしに作成された二次的著作物であっても、その保護と原著作物の保護とは個別独立のものなので、例えば、絵画を無断で正面から撮影した写真についても、多くは著作物として保護されます。」

問 27

X社は、登場人物、その他の登場物（モンスター、車等）のデザイン、ストーリー、プログラム等が各々異なるクリエイターにより創作され、プロデューサーがその表現したい世界観を醸し出すよう全体的なイメージを創作的に各クリエイターに指示することで作られたゲームソフトを発売したところ、爆発的にヒットした。そこで、玩具メーカーY社はそのゲームソフトの世界観を元にアニメーションや玩具等を製造販売しようと、商品化に関するライセンスを受けることにした。但し、当該ゲームソフトに使用される楽曲以外の要素については、他の原作、実在する物のデザインや人物、プログラムに一切依拠していないものとする。また、当該ゲームソフト及びアニメーションや玩具等は日本国内でのみ販売されるものとする。ア～エを比較して、Y社の法務部の部員の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 当該ゲームソフトに使用された楽曲について演奏家甲が演奏して収録したレコードについて、その楽曲の著作権者のみから許諾を得てCDに複製して販売すると、演奏家甲から差し止められる可能性がある。
- イ 当該ゲームソフトのオープニングムービーをそのままアニメーションに使用するのであれば、その楽曲についての著作権も消尽しているので、改めて許諾を得る必要はない。
- ウ 当該ゲームソフトに使用された楽曲の原盤をそのままアニメーションに使用するのであれば、すでにその原盤へ固定することについては著作権者から許諾を受けているので、原盤の利用については原盤の権利者だけから許諾を受ければよい。
- エ 当該ゲームソフトに使用された楽曲を演奏家甲が演奏し収録したレコードについてCDに複製して販売する場合、そのジャケット等に演奏家甲の演奏であることを必ず記載しなければならない。

問28

映画会社X社は、放送事業者Y社からの発注により、架空の巨大怪獣「チザイ」が東京都内で大暴れするという特撮物のテレビ映画を製作することとなった。X社の担当プロデューサー甲と法務部の部員乙が、著作権法上注意しなければならないことについて会話をしている。ア～ウを比較して、乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 甲 「巨大怪獣チザイが、品川や芝浦あたりで、商業ビルや高層マンションをなぎ倒しながら闊歩するという画をミニチュアと着ぐるみの特撮で撮ろうと思うのですが、当該ビルやマンションの建築家から予め許諾を得る必要はあるでしょうか。」
- 乙 「実在する建物に模した造形物を作成するとしても、商業ビルや高層マンションの建築家の許諾は不要です。」
- イ 甲 「わが社の宣伝部が、このテレビ映画の初回放送時に、都庁前の都民広場でその放送を受信して、庁舎の壁面に映像を投影するというイベントを企画しているのですが、Y社から予め許諾を得る必要はあるでしょうか。」
- 乙 「一般の来庁者に非営利かつ無料で公開するのであれば、予めY社から許諾を得ておく必要はありません。」
- ウ 甲 「Y社の担当者から、このテレビ映画の放送許諾期間が終了した後も、将来の再放送に備えて、放送用素材を保存し続けたいという申出がありました。そのことを特にY社と締結する契約書の中で許諾しておく必要はあるでしょうか。」
- 乙 「いいえ。著作権法上、Y社は、総務省令で定められる方法によりY社内のアーカイブセンターなどの場所で適切に保存するのであれば、最後の放送から6カ月が経過した後も、適法に放送用素材を保存することができるので、契約書において許諾しておく必要はありません。」

問 29

映画制作会社 X 社のプロデューサー甲が、撮影中のロケ現場から、制作デスクの乙に照会の電話をかけている。ア～エを比較して、乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「いま撮れたばかりの映像の音をチェックしたところ、近くの飲食店で偶然流れていた人気アイドルグループの流行歌がわずかに録り込まれていました。この映像をそのまま映画の本編に使った場合、今後の利用に支障は生じないでしょうか。」
- 乙 「撮影時に分離することが困難であったとしても、撮影が終わった後の整音作業時に消すことが可能だとしたら、もとより分離することが困難だとはいえないので、そのまま本編に使用すると、その流行歌の著作権の侵害になる可能性が高いです。」
- イ 甲 「同じ映像の画をチェックしたところ、近くのホテルの屋上に最近設置された人気キャラクターの実物大モニュメントが画面の端に写り込んでいました。これは、撮影が終わった後に CG で消さざるを得ないでしょうか。」
- 乙 「そうですね。一般公衆が自由に出入りできる開放された場所ではなく、ホテルの屋上に設置されていますし、今後のビデオグラム化の際、そのモニュメントが写り込んだ映像を複製した上で、その複製物を頒布するわけですから、そのまま本編に使用すると、そのモニュメントの著作権侵害になります。」
- ウ 甲 「このシーンの後半で、路上に恒常的に設置されている歌碑にカメラを振って、これを大写しで撮影しています。10 年ほど前に流行したご当地演歌の歌碑なのですが、この大写しの画を映画の本編で何度か印象的に使った場合、今後の利用に支障は生じないでしょうか。」
- 乙 「屋外に恒常的に設置されている歌碑だとしても、その歌碑に刻まれている歌詞や楽譜の権利者から異議を申し立てられる可能性は否定できません。」
- エ 甲 「明日の撮影にあたり、ロケ現場周辺の店舗や近隣住民に対して、これから制作部と一緒に挨拶回りに行くのですが、その際の説明用資料として、社内の検討用に作成した企画書を配ろうと思います。この企画書には、原作漫画の主要な場面やキャラクターが多数そのまま掲載されていますが、特に問題はないですよ。」
- 乙 「はい。出版社との原作使用許諾契約は未締結ですが、担当編集者からは口頭で映像化の許諾を得ておりますし、映画の制作の過程において利用することを目的として作成した企画書なので、ロケ現場周辺の関係者だけに配るのであれば、著作権法上、特に問題はありません。」

【第 24 回 1 級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問 3 0

ア～エを比較して、著作権等管理事業法に関する記述として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 文化庁に登録された管理事業者から利用許諾を得れば、当該管理事業者が著作権者から著作権の管理委託を受けていない場合であっても、その利用が著作権侵害となることはない。
- イ 管理事業者は、過去に許諾した著作物の使用料を支払わなかった利用者から別の著作物の利用許諾を求められた場合、当該求めに応じなければならない。
- ウ 使用料規程を改訂する場合、管理事業者は、利用者又はその団体から予め意見を聴取するように努めなければならない。
- エ 使用料規程は文化庁に届け出され、かつ公示されているが、管理事業者は使用料規程に定める額を超えて請求することができる。

問 3 1

ア～エを比較して、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に基づく発信者情報開示手続に関する考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 発信者情報開示の請求者において、開示を受けるべき正当な理由があれば、情報発信者から意見を聴取できなくてもプロバイダは発信者情報を開示でき、その責任を問われることはない。
- イ 発信者情報開示請求は、管轄を有する裁判所に訴え出て訴訟を経由しなければならず、訴訟外において請求を行うことはできない。
- ウ 発信者情報の開示請求は、当該請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき、又は、当該請求をする者が損害賠償請求権を行使するために必要である場合のいずれかに該当すれば認められる。
- エ 開示関係役務提供者が保有する発信者情報には、当該提供者が第三者に委託して顧客管理を行わせている場合や他人が管理するサーバーに存在している場合も含まれる。

問32

ア～エを比較して、インターネットを介したウェブ画面からの個人からの商品購入申込に関するオンライン契約についての考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 契約の申込者に重大な過失があった場合、販売者が購入の確認措置を講じていれば、申込者の錯誤による申込であっても基本的にはその契約は有効に成立する。
- イ ウェブ画面においてURL等を一度クリックしただけで商品購入申込がなされてしまった場合であっても契約は成立する場合があるが、申込者の申立てに基づき当該申込をした日から7日以内であればキャンセルすることができる。
- ウ 販売者が売買の承諾通知メールを送信したが、申込者のメールサーバーの故障により売買の承諾通知メールを申込者が確認できなかった場合でも、販売者に問題はなく申込者側の問題であるので、販売者が承諾通知メールを送信した時点で契約は成立する。
- エ オンライン契約において、管轄合意条項や仲裁合意条項を記載しても書面での合意ではないので民事訴訟法第11条第2項に基づきその効力を生じないが、後日契約締結日に遡及して有効になる旨の覚書を交わすことは可能である。

問33

ア～エを比較して、米国著作権法で規定されるフェア・ユースについて、フェア・ユースと認められるための4つの要件の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。但し、ここでは、米国著作権法とは連邦法をいい、米国各州法を指すものではないものとする。なお、出題のため一部変更しており、条文とは異なっている。

- ア (1) the purpose and character of the use  
(2) the effect of the use  
(3) inherently distinctive  
(4) the nature of the copyrighted work
- イ (1) the nature of the copyrighted work  
(2) the purpose and character of the use  
(3) non-obviousness  
(4) the effect of the use
- ウ (1) the purpose and character of the use  
(2) the nature of the copyrighted work  
(3) the amount and substantiality  
(4) the effect of the use
- エ (1) the effect of the use  
(2) utility and novelty  
(3) the purpose and character of the use  
(4) the nature of the copyrighted work

【第 24 回 1 級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問 3 4

X社の法務部の部員甲は、米国著作権法における著作物の保護について同僚乙に相談した。ア～エを比較して、乙の回答として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 「紙などの媒体に固定されていない場合は、保護を受けることができません。」
- イ 「1978年1月1日以降に創作された個人著作物の著作権は、創作の時点をもって始まり、著作者の死後70年の経過をもって終了します。共同著作物の場合は、最初に死亡した共同著作者の死後70年の経過をもって終了します。」
- ウ 「保護を受けるために、著作権登録を行う必要はありません。しかし、米国の著作物については、著作権侵害訴訟の訴訟要件であり、著作権登録を行うまでは著作権侵害訴訟を提起することができません。」
- エ 「著作隣接権の制度はありませんが、実演、レコード製作及び放送は、創作性があれば著作物として保護される可能性があります。」

問 3 5

日本のゲーム会社X社は、ゲームAのビジネスを中国で展開することを検討している。ア～エを比較して、X社の法務担当者の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 中国でもソフトウェア著作権については無方式主義がとられているが、侵害に対するエンフォースメントをスムーズにする等の目的で著作権登録をすることも可能である。
- イ 中国でも二次的著作物にあたる概念は存在するため、現地で翻訳等のローカライズを行う場合には、著作物の帰属について明確に定めておく必要がある。
- ウ 中国でゲームAの著作権が侵害された場合には、民事訴訟、刑事訴訟に加え行政機関による救済を求めることができる。
- エ 中国でゲームAのキャラクター等の商標権が第三者に先駆け出願され登録されたとしても、X社が当該キャラクター等に関連する著作権を有していれば、確実に当該商標を無効とすることができる。

【第24回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問36

アニメーション制作会社であるX社は、中国でアニメーションを制作することを計画している。ア～エを比較して、X社の役員甲と法務担当者乙の会話として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「中国で子会社を設立し従業員にアニメーションを制作させる場合、わが社の子会社を著作権者とすることはできますか。」  
乙 「中国でも法人著作にあたる概念が存在するため、一定の要件を満たせばわが社の子会社を著作権者とすることも可能です。」
- イ 甲 「中国企業Y社にアニメーション制作を委託した場合に、わが社に著作権を帰属させることはできますか。」  
乙 「他社に制作を委託した場合でも、契約により委託者であるわが社に著作権を帰属させることができます。」
- ウ 甲 「中国企業Y社にアニメーション制作を委託した場合に、アニメーションが完成してから著作権の帰属について協議することでも問題ないでしょうか。」  
乙 「契約がまとまらず約定がない場合には、著作権は製作費を支払う委託者つまりわが社に帰属することになるため、アニメーション完成後に契約を締結しても大きな問題はありません。」
- エ 甲 「中国企業Y社にアニメーション制作を委託する場合に、他に特に注意すべき点はありますか。」  
乙 「Y社との間で成果物の著作権をわが社に帰属させることを契約した場合でも、その前提としてアニメーションがY社の従業員による職務著作となる必要があることには注意を要します。」

**参照条文**

中華人民共和国著作権法（抜粋）

第十一条 著作権は著作者に帰属する。但し本法で別段の規定があればこの限りでない。

著作物を創作した公民を著作者とする。

法人又はその他の組織が主管し、法人又はその他の組織の意思を代表して創作し、かつ法人又はその他の組織が責任を負担する著作物については、法人又はその他の組織を著作者とみなす。

反証がない限り、著作物上に氏名を表示した公民、法人、その他の組織は著作者とする。

第十六条 公民が法人或いはその他の組織にかかる業務上の任務を遂行するために創作した著作物は職務著作であり、本法第 2 項の規定を除き、その著作権は著作者が享有する。但し、法人或いはその他の組織はその業務の範囲内で優先的に使用できる権利を有する。著作物が完成してから 2 年以内は、事業単位の同意を得ずに、著作者は第三者に事業単位が使用させることと同様の方法で当該著作物を使用することを許諾してはならない。

次に掲げる形態のいずれかの職務著作物については、著作者は氏名表示権を享有する。著作権に係るその他の権利は、法人或いはその他の組織がこれを享有する。法人或いはその他の組織は著作者に奨励を与えることができる。

一、主として法人或いはその他の組織が物質上の技術的条件を利用して創作し、かつ法人或いはその他の組織が責任を負う建築・工事設計図、製品設計図、地図、コンピュータソフトウェア等の職務著作物

二、法人又はその他の組織が著作権を享有することを、法律・行政法規が規定し、又は契約で定められた職務著作物

第十七条 委託を受けて創作された著作物の著作権の帰属は、委託者及び受託者が契約により定めることとする。契約に明確な定めがない、又は契約を締結していない場合は、著作権は受託者に帰属する。

（出典：日本貿易振興機構（JETRO）ウェブサイト

[http://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20100226.pdf](http://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20100226.pdf) )

問 3 7

出版社 X 社は、自社が発行した書籍の翻訳本 A を海外に輸出することを検討しており、X 社の法務部の部員 甲 は著作権に関する条約と、諸外国における著作権の保護レベルについて調べている。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア TRIPS 協定では最恵国待遇の原則が規定されているが、ベルヌ条約と万国著作権条約には規定されていない。
- イ 翻訳本 A は日本で発行された著作物ではあるが、輸出先の国において無断で複製された場合は、その輸出先の国の著作権法によって保護されることになる。
- ウ わが国のようにベルヌ条約と万国著作権条約の両方を締結している国において、同じ項目について両条約の適用が重複した場合は、ベルヌ条約が優先適用される。
- エ TRIPS 協定において、著作権の保護については規定されているが、著作隣接権の保護については規定されていない。

問 3 8

著作権の移転等は、登録しなければ第三者に対抗することができない（著作権法第 7 7 条）とされており、対抗要件主義をとっている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア コミック作品 A の著作権者 甲 から A の著作権を譲渡された 乙 は、移転登録を行わなくても、インターネット上に無断で A が公開されたことに対し、差止め等の法的措置を講じることができる。
- イ 乙 は著作権者 甲 からコミック作品 A の著作権の譲渡を受けたが、移転登録を行っていない。その後 甲 が実際には譲渡を行っていないにもかかわらず、A の著作権を 丙 に譲渡したとして移転登録を行った場合、乙 は登録がなくても 丙 に対して著作権を対抗することができる。
- ウ コミック作品 A の著作権者 甲 は、A の著作権を 乙 に譲渡し、その後 A の著作権を 乙 への譲渡が行われたことを知らない 丙 に譲渡して移転登録を行った。この場合 乙 は 丙 に対して著作権を対抗することができない。
- エ コミック作品 A の著作権が、元の著作権者 甲 から 乙 に譲渡されていたことを 丙 は知っていたにもかかわらず、乙 への移転登録が行われていないことに乗じて、乙 に高く売りつけることを目的として、丙 は甲 から A の著作権の譲渡を受け移転登録を行った。この場合 乙 は移転登録を行っていない以上、丙 に対して著作権を対抗することができない。

問 39

作家甲のミステリー作品Aを、映画会社X社が映画化しようとしている。X社は、甲のマネージャーである乙との間で、乙が原作使用許諾に関する代理権をもっていることを前提として原作使用許諾契約を締結した。ア～ウを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 実際には甲は乙にAの原作使用許諾に関する代理権を付与していなかった場合、X社は甲に対してX社と乙間の契約を認めるかどうかを催告することができ、甲が拒否すると契約の効果は甲には及ばず、X社は映画を製作することができない。
- イ 実際には甲は乙にAの原作使用許諾に関する代理権を付与していなかったが、契約締結後甲が亡くなり、唯一の法定相続人であった乙が甲を相続した。契約条件に不満をもっていた乙が、相続によって承継した甲の立場で契約を追認しないとした場合、X社は映画を製作することができない。
- ウ 乙が、契約書に乙の名前を出さず、甲の名前のみを当事者として記載し、持参した甲の印鑑を押して契約を締結した場合、乙が行った代理行為は有効であり、X社は映画を製作することができる。

問 40

X社はソフトウェア会社のY社からソフトウェア製品を購入する契約を締結した。このソフトウェア製品は、7月1日にX社においてY社から引渡しを受け、同時に代金支払を行う約定であった。しかし、Y社は7月1日になってもソフトウェア製品の引渡しを行わなかった。そこでX社はY社との売買契約の解除を検討している。ア～エを比較して、X社の法務部の部員の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア ソフトウェア製品の引渡しと代金の支払は、同時履行の関係にあると考えられるので、まずわが社は履行の提供を行わない限り、Y社を履行遅滞に陥らせることができない。
- イ Y社が履行をしない意思を明確にしている場合であっても、わが社は履行の提供を行わなければ、Y社の履行遅滞を理由として契約の解除をすることができない。
- ウ Y社が履行遅滞にあれば、わが社は相当の期間を定めてY社に履行の催告を行い、それでも履行されない場合に、解除を行うことができる。
- エ 解除の場合、履行の催告から解除まで相当の期間の経過が必要だが、わが社は履行の提供を一度行えばよく、相当の期間中継続する必要はない。

【第 24 回 1 級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問 4 1

X社は、Y社に特製ノベルティグッズの製作を依頼することになった。X社とY社の間で締結される契約について、X社法務部の部長と部員とが会話をしている。ア～エを比較して、部員の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- 部長 「この契約は、民法の典型契約のどれにあてはまりますか。」
- 部員 「製作されたグッズの購入とみれば、売買契約ですが、グッズの完成を目的とする契約ともいえますので、請負契約ともみえます。」
- 部長 「売買と請負の中間的な契約ということでしょうか。そうすると、民法における売買の規定と請負の規定の違いを確認しておく必要がありますね。解除についてはどうですか。」
- 部員の発言 1 「請負では、請負人が仕事を完成させるまではいつでも損害を賠償して契約を解除することができますが、売買には民法上そのような規定はありません。」
- 部長 「瑕疵担保責任の効果は何ですか。」
- 部員の発言 2 「売買でも請負でも、契約の目的を達成できない場合、契約解除ができます。また損害賠償請求も可能です。」
- 部長 「瑕疵が修補可能な場合はどうですか。」
- 部員の発言 3 「請負でも売買でも、修補請求が可能であることが民法上に規定されています。」
- 部長 「担保責任を追及できる期間はどうですか。」
- 部員の発言 4 「請負では、目的物の引渡しから1年以内、売買では、瑕疵を見つけてから1年以内と民法上規定されています。」

- ア 発言 1  
イ 発言 2  
ウ 発言 3  
エ 発言 4

問 4 2

出版社である X 社は、デザイナーである甲が創作したキャラクターのイラスト A と酷似するイラスト B を、X 社が発行する単行本 C に甲に無断で掲載した。そこで、甲は X 社に対して単行本 C に係る著作権侵害に基づき出版の差止め及び損害賠償を請求する民事訴訟を提起した。ア～エを比較して、当該訴訟手続に関する記述として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲が自らイラスト A を作成した事実について、X 社が答弁書で「知らない」旨の陳述を行った場合、甲は原則として当該事実を立証する必要がある。
- イ X 社が独自にイラスト B を作成したことを立証するために、X 社の申出により裁判所が X 社の代表者の尋問を行う場合、裁判所は、尋問に先立ち X 社の代表者に宣誓をさせる必要がある。
- ウ 裁判所は、甲の申立てがあった場合、甲が損害の立証を行うために必要な単行本 C の累計発行部数に関する書類の提出を X 社に命じることができる。
- エ X 社がイラスト A に依拠してイラスト B を作成したことを立証するために、甲の申出により X 社の元従業員の尋問を行うことになった。当該元従業員が遠隔地に居住している場合、裁判所はテレビ会議装置を使用して証人尋問を行うことができる。

【第 24 回 1 級（コンテンツ専門業務）学科試験】

- 9 企業向けのアプリケーションソフトウェアの制作、販売等を行う株式会社X社は、広告の企画、制作等を行う株式会社Y社との間でライセンス契約を締結し、Y社に対しX社が開発したソフトウェアAの使用許諾を行ったものの、Y社が使用許諾料の支払に応じないことから、以下の訴状により、民事訴訟の提起を検討している。本訴状に関して、問43～問45に答えなさい。

訴 状

平成27年12月10日

●●地方裁判所 御中

原告 千葉県〇〇市〇〇町一丁目2番3号  
株式会社X社  
上記代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

被告 福岡市〇〇区四丁目5番6号  
株式会社Y社  
上記代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

使用許諾料請求事件

1 の価額 金150万円  
貼用印紙額 金1万3000円

第1 2

- 1 被告は、原告に対して、金150万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに 3 を求める。

第2 4

- 1 当事者  
原告は、企業向けのアプリケーションソフトウェアの制作、販売等を目的とする株式会社である。  
被告は、広告の企画、制作等を目的とする株式会社である。
  - 2 ライセンス契約書の締結
- (以下略)

【第24回1級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問43

ア～エを比較して、空欄 1 ～ 4 に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

ア	1	=目的物	2	=訴えの趣旨	4	=訴えの原因
イ	2	=請求の趣旨	3	=執行文の付与	4	=請求の原因
ウ	1	=訴訟物	3	=仮執行の宣言	4	=請求の原因
エ	1	=目的物	2	=請求の趣旨	3	=執行文の付与

問44

●●に入る管轄裁判所に関して、X社の法務部に配属された新入社員甲が上司である乙に相談している。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- 甲 「本件の裁判管轄については、どのように考えればよいのでしょうか。」
- 乙の発言1 「ソフトウェアAがプログラムの著作物に当たれば、原則として、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に第1審の専属管轄が認められることとなります。」
- 甲 「いずれの専属管轄となるかは、どのように判断しますか。」
- 乙の発言2 「使用許諾料の支払義務の履行地を基準とする場合、民法の規定を踏まえると、原則として東京地方裁判所の専属管轄となると考えられます。」
- 甲 「訴訟当事者の普通裁判籍を基準とした場合はどうでしょうか。」
- 乙の発言3 「その場合、X社の普通裁判籍の所在地を基準とすることになるので、やはり東京地方裁判所に専属管轄が認められます。」
- 甲 「ライセンス契約書で千葉地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とすることを合意していた場合でも、千葉地方裁判所に管轄は認められないのでしょうか。」
- 乙の発言4 「本件の訴訟で専門技術的事項が争点とならない場合、X社が申立てをすれば、千葉地方裁判所に移送される可能性があります。」

- ア 発言1  
イ 発言2  
ウ 発言3  
エ 発言4

【第 24 回 1 級（コンテンツ専門業務）学科試験】

問 4 5

ア～エを比較して、本訴状に関する記述として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア X社が弁護士丙を訴訟代理人に選任し、弁護士丙の法律事務所を送達場所とする場合、本訴状にその送達場所を記載しなければならず、送達場所を別途届け出ることはいできない。
- イ 本訴状を裁判所に提出すると、本訴状の記載事項等について審査がなされる。審査の結果、訴え提起手数料の納付額の不足が判明した場合、直ちに訴えは却下される。
- ウ 本訴状を裁判所に提出した後、その内容等に不備がないことが確認されれば、原則として、訴え提起後 60 日以内の日時に第 1 回口頭弁論期日が指定される。
- エ 訴えを提起した場合は、Y社に請求する使用許諾料の消滅時効は中断する。

【1級学科】

番号	正解
問1	ウ
問2	イ
問3	イ
問4	イ
問5	ア
問6	エ
問7	イ
問8	エ
問9	イ
問10	イ
問11	イ
問12	エ
問13	ア
問14	ウ
問15	ウ
問16	イ
問17	ウ
問18	イ
問19	イ
問20	ウ
問21	イ
問22	ウ
問23	エ
問24	ウ
問25	ウ
問26	ア
問27	ア
問28	ア
問29	ウ
問30	ウ
問31	エ
問32	ア
問33	ウ
問34	イ
問35	エ
問36	ウ
問37	エ
問38	エ
問39	イ
問40	イ
問41	ウ
問42	イ
問43	ウ
問44	ウ
問45	エ